

【D】エコ住宅への建替え(注文)

No	分類	分類	質問	回答	更新日
1	要件	工事請負契約	工事請負契約を複数(夫婦や親子等)名義で発注する場合、誰が共同申請者になりますか？	発注者のうち、除却住宅の解体工事の発注者であって、エコ住宅に居住する者を代表で共同事業者としてください。	平成28年11月2日
2	要件	工事請負契約	エコ住宅の変更契約の締結日が事業者登録日以降である場合、対象になりますか？	請負契約日は、初回の契約(原契約)の締結日です。変更契約の時期によらず、原契約の締結日が事業者登録日以降である場合のみ対象になります。 (確認済証の発出日が事業者登録日以降であれば補助対象となりえます)	平成28年11月2日
3	要件	住戸数	いわゆる二世帯住宅を建築する場合、2戸として扱われますか？	いわゆる二世帯住宅や複数世帯が同居する場合であっても、建物の不動産登記が1棟として登記されている住宅は、ひとつの住宅(1戸)として扱います。 区分登記されている住宅は、その数を戸数とします。	平成28年11月2日
4	要件	確認済証	計画変更確認申請に基づく確認済証の発出日が事業者登録日以降である場合、対象になりますか？	確認済証の発出日は、当初の計画に基づく確認済証の発出日です。計画変更による確認済証の発出日によらず、当初の確認済証の発出日が事業者登録日以降である場合のみ対象になります。 (当初の工事請負契約の締結日が事業者登録日以降である場合は補助対象となりえます)	平成28年11月2日
5	要件	除却住宅	エコ住宅の建築主以外が、耐震性を有さない住宅の除却工事を発注者する場合も申請できますか？	エコ住宅の建築主と除却工事の発注者が、建築後のエコ住宅に同居する場合のみ対象とします。 完了報告時に両者の住民票の提出を求めます。 (同居しない場合は対象になりません)	平成28年11月2日
6	要件	除却住宅	エコ住宅の建築主以外に、罹災証明書が発行された場合も申請できますか？	エコ住宅の建築主と罹災証明書が発行された名義人が、建築後のエコ住宅に同居する場合のみ対象とします。 完了報告時に両者の住民票の提出を求めます。 (同居しない場合は対象になりません)	平成28年11月2日

【D】エコ住宅への建替え(注文)

No	分類	分類	質問	回答	更新日
7	要件	併用可否	他の補助金との併用はできますか	<p>本補助金の対象としている補助金の目的・対象が同一であり、国費が充当されている補助金との併用はできません。 このため、省エネ性能を要件とする他の補助や、省エネ基準に関わる住宅設備の導入補助(エネファーム等)を受けている場合は、本補助金の申請はできません。 地方公共団体が地方費のみで行っている補助や、税制優遇、解体工事への補助との併用は可能です。</p> <p><併用可能な補助金等の例> すまい給付金、被災者生活再建支援制度</p> <p><併用できない補助金等の例> 地域型住宅グリーン化事業、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業(ZEH)</p>	平成28年11月18日
8	要件	除却住宅	耐震性を有しない住宅の所有者が、除却工事の発注者と異なる場合、申請できますか。	除却する耐震性を有しない住宅の所有関係に関わらず、除却工事の発注者とエコ住宅の建築主が同一であれば、補助の対象となりえます。	平成28年11月18日
9	要件	除却住宅	被災住宅の所有者が、罹災証明書の名義人と異なる場合、申請できますか。	被災住宅の所有者が、罹災証明書の発行を受けた方(名義人)以外の場合でも、その方がエコ住宅の建築する場合は申請できます。	平成28年11月18日
10	要件	除却住宅	除却住宅の建築時期が登記上確認できない場合、申請できますか？ ・建物が古く、登記に新築日の記載がない	<p>登記等で、昭和58年3月31日以前に住宅が存在することを確認できる場合は、申請できます。</p> <p>昭和34年以前に建築された住宅の登記で新築日の記載がない場合であっても、以下①②のいずれかに該当する場合、交付申請を行うことができます。</p> <p>①提出する不動産登記(全部事項証明書または閉鎖事項証明書)において、所有権が昭和58年3月31日以前に保存されている</p> <p>②「家屋台帳」等により、昭和58年3月31日以前に建物の存在が確認できる(不動産登記と併せて、「家屋台帳」等を提出してください) (家屋台帳の有無については、所管する法務局にお問い合わせください)</p> <p>◆申請ポータル「除却住宅の新築日」については、『昭和58年3月31日』と入力してください。</p>	<p>平成28年12月7日</p> <p>*平成29年4月10日「現在事項証明書」を「全部事項証明書」に修正</p>

【D】エコ住宅への建替え(注文)

No	分類	分類	質問	回答	更新日
11	要件	除却住宅	登記に除却住宅の建築時期が建築年しか記載されていない場合、申請できますか？ ・記載例:『昭和50年月日不詳新築』	建築年が昭和57年以前で日付が不詳である場合は、申請できます。 (建築年が昭和58年で日付が不詳である場合、質問No.10を参照してください) ◆(昭和57年以前の場合)申請ポータル「除却住宅の新築日」は、登記に記載された建築年に加えて、『1月1日』など任意の日付を入力してください。	平成28年12月7日
12	添付書類	産業廃棄物管理票(マニフェスト) B2票	電子マニフェストを利用してB2票がない場合、何を提出すればよいですか？	公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが提供する「電子マニフェストシステム(JWNET)」を利用している場合、以下の事項を確認できる『受渡確認票』、または『一覧表』を提出してください。 ・排出事業場 ・運搬終了日(収集運搬業者が廃棄物の運搬を終了した日) ・産業廃棄物の種類 ※詳しくは、JWNETの操作マニュアルをご確認ください。 操作マニュアル詳細版(平成27年10月改訂)P1-2-56 (http://www.jwnet.or.jp/jwnet/members/index.shtml)	平成28年12月20日
13	添付書類	除却事由が確認できる書類	(登記を行っている)除却住宅が耐震性を有しないことの確認書類として、確認済証を提出しても良いですか？	本補助金における耐震性等の要件については、原則、不動産登記により、建築時期等の確認をおこなうこととしております。 よって、登記された住宅は、登記の全部事項証明書を添付してください。 また、昭和35年4月以降に建築される住宅は、表題登記は法律で義務付けられています。「原則」としているのは、登記義務化前等の未登記物件を確認するためのものです。 この場合は、交付申請書の『登記の有無』の項目において、 【登記を行っていない】 ことを申告することとなります。 交付申請において、虚偽の申告がある場合、交付申請の却下または交付決定の取り消しの対象になる場合がありますので、ご注意ください。	平成29年1月19日 *平成29年4月10日 「現在事項証明書」 を 「全部事項証明書」 に修正

【D】エコ住宅への建替え（注文）

No	分類	分類	質問	回答	更新日
14	添付書類	本事業用 耐震性能証明書 (耐震性なし)	建築士が耐震性を有しないことを 確認する基準はなんですか？	「耐震性を有しない」とは、現行の耐震基準を満たさないことをいいます。 建築士事務所登録を行っている事務所に所属する建築士が、 ①、②のいずれの基準も満たさないことを確認してください。 ①建築基準法施行令第3章および第5章の4に規定する基準 ②耐震改修促進法に基づく「地震に対する安全上耐震関係規定に準ずる ものとして国土交通省大臣が定める基準」 (平成18年国土交通省告示第185号) なお、証明書の発行対象は、不動産登記や確認済証等により建築時期が 確認できない住宅に限ります。 事務局は、必要に応じて建築士に対して証明の根拠となった書類等を 求めることがあります。	平成29年1月20日
15	添付書類	建物の 登記事項証明書	<除却住宅> 不動産番号の記載がない登記事項証明書を 添付書類として提出できますか？	不動産番号が記載された登記事項証明書を提出してください。 なお、平成20年7月以降に法務局が発行する登記事項証明書には、 不動産番号が記載されます。	平成29年1月20日
16	添付書類	建物の 登記事項証明書	《よくある間違い》 登記完了証で交付申請できますか？	申請できません。 登記完了証では、現在事項のすべてを確認することはできません。 必ず、法務局が発行する登記事項証明書を提出してください。	平成29年1月31日
17	添付書類	建物の 登記事項証明書	《よくある間違い》 登記事項証明書が複数枚発行されました。 すべてのページを提出する必要はありますか？	登記事項証明書が複数枚にわたる場合、必ず、すべてのページを 提出してください。	平成29年2月15日
18	要件	申請可否	交付決定後、交付申請を取り下げて、 再申請を行うことはできますか？ (補助額を変更したい)	一度、交付決定を受けた住宅については、交付申請を取り下げて 再申請することはできません。	平成29年4月13日
19	添付書類	工事請負契約書	<除却住宅・新築住宅> 除却住宅の解体工事の契約が、 新築工事の建築工事の契約に含まれる場合、 どのように申請しますか？	申請ポータル上、除却住宅の解体とエコ住宅の新築について、 同じ契約書を添付し、同じ請負契約日を入力してください。 ただし、契約内容に除却住宅の解体工事が含まれていることを明確に 確認できる必要があります。	平成29年4月18日

【D】エコ住宅への建替え(注文)

No	分類	分類	質問	回答	更新日
20	添付書類	罹災証明書	<p><除却住宅> 災害により住宅が焼失しました。 消防署長等から罹災証明書の発行を受けました。 申請できますか？</p>	<p>本補助金における被災住宅は、災害対策基本法に基づいて罹災証明書(全壊、大規模半壊、半壊に限る)の発行を受けた住宅です。</p> <p>市町村長に代わり、消防長または消防署長から罹災証明書の発行を受けている場合は、個別にご相談ください。 (発行元に問い合わせ等を行うことがあります)</p>	平成29年5月8日
21	要件	新築住宅	<p><新築住宅> 事業用ローン[*]などを活用し、 新築する住宅を担保に資金を調達したい。 申請できますか？</p> <p>※住宅ローンを除きます</p>	<p>申請できません。 補助対象である新築住宅を、補助金の交付の目的に反して担保に供することは共同事業実施規約で禁止されています。 <u>店舗併用住宅等</u>は特にご注意ください。</p> <p>なお、対象住宅の建築に際して住宅ローンを利用し、その担保に供することは上記にはあたりませんので、申請可能です。</p> <p>参照: 共同実施規約 第1条第2項(ハ) 共同実施規約は本補助金ホームページよりダウンロードできます。 (https://stock-jutaku.jp/document/)</p>	平成29年5月26日